

自転車マナーアップ通信



No.10

発行：宮城地区自転車マナーアップ推進協議 事務局：宮城総合支所まちづくり推進課 TEL392-2111 FAX392-9646

自転車安全利用ステッカー と マグネットシート を掲出しています！

自転車利用者に対して、自転車の正しいルールやマナーを学んでもらうために、ステッカーやマグネットシートを作製・掲出しています。

ステッカーは「歩道は歩行者優先で、車道寄りをゆっくり」という内容で、JR仙山線の愛子駅や陸前落合駅周辺のブロック塀やフェンスに貼っています。自転車が通行できる歩道（自転車歩行者道）では、歩行者と自転車との接触事故が起こることがありますので、自転車利用者は歩行者に十分注意し、歩行者優先を心がけましょう。

また、マグネットシートは「自転車はヘルメット着用」「自転車は車といっしょ左側」という2種類の内容で、宮城総合支所の公用車や、学校、民間企業、交通安全関係団体などの協力で、自動車の側面に貼りながら公道を走っています。自転車乗車用ヘルメットは、交通事故の際の被害軽減に繋がりますので積極的に着用しましょう。保護者の方はお子様にも必ずヘルメットを着用させましょう。

～ 交通ルール 守るあなたが 守られる ～



ステッカーのデザイン



愛子駅と陸前落合駅駅周辺のブロック塀やフェンスなどに自転車を安全に利用してもらうためのステッカーを貼っています



宮城地区自転車マナーアップ推進協議会・仙台市



宮城地区自転車マナーアップ推進協議会・仙台市

マグネットシートのデザイン（2種類）



自動車の側面に貼って公道を走り交通ルールの啓発に努めています

【参加協力個人・団体】(順不同)

(ステッカー)計20枚
上愛子A様、上愛子S様、(株)菅井商事様、バーバーひろせ様、KUMON愛子駅前教室様、セブンイレブン仙台愛子店様、東北カンパニー宮城営業部仙台西支店様、(公財)宮城県公害衛生検査センター様、各地区町内会様、落合市民センター様、宮城消防署様、(一社)宮城県薬剤師会

(マグネットシート)計220枚
宮城総合支所管内各小中学校様、宮城広瀬高等学校様、仙台高専広瀬キャンパス様、荘内銀行栗生支店様、社の都信用金庫様、みやぎ仙台商工会、愛輪車様、各地区連合町内会様、宮城地区交通指導隊各分隊様、宮城地区交通安全協会各支部様

～ マグネットシート掲出の協力者を募集します！ ～

自家用車や会社の公用車などにマグネットシートを貼っていただける個人や団体を募集しています。詳しい内容のお問い合わせは宮城地区自転車マナーアップ推進協議会事務局までご連絡ください。

【連絡先】

宮城地区自転車マナーアップ推進協議会事務局 電話：392-2111（内線：5142）
（宮城総合支所まちづくり推進課内）

陸前落合駅前南側の交差点では
斜め横断をしてはいけません！

陸前落合駅前南側の落合交差点では、全ての方向の車両を停止させている間に、全ての方向の歩行者を同時に横断させる信号になっていますが、斜め横断はできません。

斜め横断をするとほかの人にぶつかるなどの危険も高まります。標示されている横断歩道上を信号に従い、ゆとりをもって横断しましょう。



※イラストは広瀬中学校美術部の作品

栗生児童館まつり&愛子児童館まつりで
自転車交通安全教室をしました！

6月22日の栗生児童館まつり、9月21日の愛子児童館まつりで、交通安全教室を行いました。

栗生児童館まつりでは自転車シミュレータを使った自転車の乗り方を学び、愛子児童館まつりでは自転車安全利用書の発行や自転車のルールなどのクイズをしました。

令和2年度の児童館まつりにも参加を予定していますのでみなさまぜひ遊びに来てください！



栗生児童館まつりの様子 愛子児童館まつりの様子

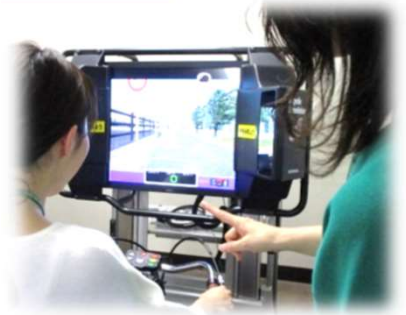
自転車シミュレータを使った交通安全教室を開催しませんか？

仙台市宮城地区では、自転車シミュレータを使用した交通安全教室を行っています。小学生からシニアの方まで体験できますので、町内会や子供会の集まり、学校行事などでぜひご利用ください。

詳しい内容のお問い合わせは宮城総合支所まちづくり推進課まで！

【連絡先】

宮城地区自転車マナーアップ推進協議会事務局 電話：392-2111
（宮城総合支所まちづくり推進課内）（内線：5142）



みんなで守る！自転車安全利用五則と自転車条例

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上の車両です。歩道と車道の区別のあるところは「車道通行」が原則です。

2 車道は左側を通行

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道上は歩行者優先です。すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点で信号遵守と一時停止・安全確認

5 ヘルメットを着用

事故の被害軽減に有効なヘルメットをかぶりましょう。

条例 自転車の損害賠償保険の加入義務

自分のために、人のために、万が一に備えて保険等に加入しましょう。